

## 所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金（事業者が提供する容器等分）交付要領

### （趣旨）

- 第1条 この要領は、プラスチックごみの排出を抑制するため、外食産業又は食品小売業を営む者が非プラスチック製容器等を使用する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### （定義）

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 容器包装 食品を入れ、又は包んでいる物で、食品と分離された場合に不要になるものをいう。
  - (2) テイクアウト等 店舗（移動販売車を含む。以下同じ。）において、飲食料品を持ち帰るための容器包装をしたものを譲渡すること又は顧客の指定する場所に届けることをいう。
  - (3) 外食産業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（次号において「産業分類」という。）において、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業に当たる事業その他市長が認める事業をいう。
  - (4) 食品小売業 産業分類において、各種商品小売業又は飲食料品小売業に当たる事業をいう。
  - (5) リユース食器 繰り返し利用が可能となる食品容器をいう。
  - (6) バイオマスプラスチック製容器包装 原料として植物等の再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材が配合されている容器包装をいう。
  - (7) 非プラスチック製容器等 リユース食器又はバイオマスプラスチック製容器包装、紙、木その他環境に配慮した素材の容器包装をいう。

### （補助対象者）

- 第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす外食産業又は食品小売業を営む者とする。
- (1) 市内の店舗で次条に規定する補助対象事業を実施していること。
  - (2) この要領の失効後も次条に規定する補助対象事業を実施すること。
  - (3) 許可、認可、登録、届出等が必要な業種にあっては、その許認可等を取得していること。
  - (4) 令和5年4月1日以後にこの要領に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- 2 次に掲げる事業者は、補助対象者としな

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び埼玉県暴力団排除条例（平成23年条例第39号）第3条第2項の、暴力団員又は暴力団関係者に関するもの
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされているもの
- (3) 市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）の滞納があるもの
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としているもの
- (5) 令和5年度に国、県又は市から同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けているもの

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかの取組を実施する事業とする。

- (1) テイクアウト等で使用する容器包装にリユース食器を使用し、使用後に当該リユース食器の返却を受ける取組
- (2) テイクアウト等で使用する容器包装に紙、木その他環境に配慮した素材の容器包装を使用する取組
- (3) テイクアウト等で使用する容器包装にバイオマスプラスチック製容器包装を使用する取組

（補助金対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、令和5年4月1日以後に支出した前条各号に規定する取組に要する非プラスチック製容器等の購入費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する経費に次の各号に掲げる取組に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、1店舗当たり5万円を限度とする。

- (1) 第4条第1号及び第2号に規定する取組 10分の10
  - (2) 第4条第3号に規定する取組 2分の1
- 2 前項の場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、所沢市非プラスチック製容器等

使用促進補助金（事業者が提供する容器等分）申請書兼請求書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において、市長は、補助金を交付することと決定したときは、当該補助対象者に対し所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金（事業者が提供する容器等分）交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに指定のあった口座に補助金を振り込むものとする。

3 第1項の場合において、市長は、補助金を交付しないことと決定したときは、当該補助対象者に対し所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金（事業者が提供する容器等分）不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 この要領の失効の際、現に補助金の交付を受けている者については、この要領の規定は、この要領の失効後も、なおその効力を有する。